

九大環衛第130号
令和4年8月26日

各部局等の長
各部局事務部長
事務局各課（室）長 殿
監査室長
総長支援室長
事務支援センター長

九州大学理事・事務局長（危機管理担当）
西田 憲史

九州大学理事（安全衛生担当）
村上 洋子

新型コロナウイルス感染症に関する就業の取扱い等（教職員）について（通知）

標記の件については、令和4年6月21日付九大環衛第72号「新型コロナウイルス感染症に関する就業の取扱い等（教職員）について」（以下「第72号通知」という。）で通知しているところですが、濃厚接触者の待機期間の短縮に伴い、下記のことについて別紙のとおり改訂しましたので通知します。

これに伴い、第72号通知は廃止します。

記

<更新箇所>

- ・別紙2「教職員の就業の取扱いについて」
- ・発熱等の症状がある本学教職員等への対応に係るフロー図

<更新内容>

- ・濃厚接触者等に係る就業禁止等の期間を変更。

担当：総務部環境安全管理課衛生管理係 竹内
内線：90-2075
E-mail：syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp

発熱等の症状がある本学教職員への対応について

1. 症状の記録及び報告 * 【 】は別添フロー図の矢印等を指す。

(1) 発熱等の症状がある本学教職員に、部局等事務部へのその旨を報告させるとともに、学内外における感染拡大を防ぐため、次の1)～3)を要請する。【ア】

1) 自宅静養

2) 外出の自粛

3) 1日2回(朝・夕)体温を測定し、体温以外の症状とあわせて、健康観察表(様式1)へ記録及び部局等事務部へ報告。(同様の内容が記載されていれば、部局等独自の様式を用いて差し支えない)

(2) そのうえで、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談するよう指示する。なお、相談する医療機関がわからない、または迷う場合は、最寄りの受診・相談センターに相談するよう指示する。相談の結果、医療機関を受診することとなった場合は、部局等事務部へ受診結果を報告させるとともに、その時点まで記録した健康観察表を部局等事務部へ提出し、症状等を報告させる。(メール等で可)【イ】

(3) (2)の相談の結果、医療機関を受診しなかった場合でも、相談したかかりつけ医等に、自宅静養期間の確認を必ず行うように指示し、確認した内容を部局等事務部へ報告させる。なお、出勤可能となった場合でも、外出や就業等に当たっては、マスクの着用と手指衛生に努めさせる。【ウ】

2. 就業上の取扱い

上記1.(1)1)及び(3)の自宅静養期間中は、年次有給休暇、病気休暇等として取扱う。

教職員の就業の取扱いについて

1. 就業禁止等の措置及び期間

本項の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症等発生時における対応マニュアル」(R2.4.16新型コロナウイルス危機対策本部WG決定)及び「学内PCR検査実施マニュアル」(R3.8.4新型コロナウイルス感染症危機対策本部WG決定)による。

該当区分 (有給による就業禁止等の対象となる者)			就業禁止等の期間	
【1】	(1)	指示受検者	別紙1の1(2)により、 医療機関を受診し、医療機関の指示でPCR検査等を受けること となった者(結果として新型コロナウイルス感染の陽性反応が確認されなかった場合を含む) ^{※1}	発症日から6日経過かつ症状消失後48時間が経過するまで ただし、診察した医師により別の指示があった場合は、その指示に沿った期間 ^{※5}
	(2)	希望受検者	別紙1の1(2)により、 医療機関を受診し、本人の希望でPCR検査等を受けること となった者(結果として新型コロナウイルス感染の陽性反応が確認されなかった場合を含む)	症状消失後48時間が経過するまで
	(3)	感染者	・医療機関におけるPCR検査等の結果、 新型コロナウイルスの陽性反応が確認された者 ・国の指針等に基づき、「PCR検査等なしでの医師による陽性判定」等とされた者	保健所から受けた指示に沿った期間 ^{※5}
	(4)	濃厚接触者	保健所等の公的機関により 濃厚接触者^{※2} に特定された者	陽性者と最後に接触した日から5日間 ただし、同居者が陽性となり、その濃厚接触者等となった場合は、当該陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日。なお、同居者に複数の陽性者が出た場合は直近の検査陽性者の発症日、無症状の場合は検体採取日。)又は当該陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間 ^{※6} ^{※7} ^{※8}
		保健所認定接触者	濃厚接触者として特定された者ではないが、保健所等の公的機関によりPCR検査等の受検及び健康観察を必要とされた者	
		濃厚接触者相当	保健所の調査がされず、本学がチェックリストに基づき「濃厚接触者に該当する可能性がある」と判断する者	
	(5)	学内認定接触者 (発熱等の自覚症状がある場合)	保健所等の公的機関により濃厚接触者として特定された者ではないが、本学における感染拡大防止の観点から、 濃厚接触者と同様に取り扱うべき者に相当すると本学が判断した者	発症日から6日経過かつ症状消失後48時間が経過するまで ただし、診療した医師により別の指示があった場合は、その指示に沿った期間 ^{※5}
		学内認定接触者 (発熱等の自覚症状がない場合)	保健所等の公的機関により濃厚接触者として特定された者ではないが、本学における感染拡大防止の観点から、 濃厚接触者と同様に取り扱うべき者に相当すると本学が判断し、本学が指定して実施する自己採取型PCR検査等^{※3}を受検した者	① 自己採取型PCR検査等の受検結果が、「Ct値40以下」又は「Ct値40超」と判定されたため、かかりつけ医や受診・相談センターに相談の上で医療機関を受診し、陰性と判断された場合は、診療した医師が指示した期間 ^{※5} ^{※6}
				② 自己採取型PCR検査等の受検結果が、「Ct値40以下」又は「Ct値40超」と判定されたため、かかりつけ医や受診・相談センターに相談したが、医療機関の受診不要と判断された場合は、当該かかりつけ医等が相談時に指示した期間 ^{※5} ^{※6}
			③ 自己採取型PCR検査等の受検結果が、「Ct値40超」と判定されたが、かかりつけ医や受診・相談センターに相談せず自宅待機する場合は、感染者との最終接触日から5日間 ^{※6} ^{※8}	
(6)	感染者、濃厚接触者、保健所認定接触者、濃厚接触者相当、指示受検者又は希望受検者等との接触 ^{※4} があり、部局等の長が必要と判断する者	感染者、濃厚接触者、保健所認定接触者、濃厚接触者相当、指示受検者又は希望受検者等(以下「感染者等」という)との接触があったことを本学が把握した日から、当該感染者等の就業禁止等期間が終了する日までのうち、該当者の接触状況を踏まえ、部局等の長が判断する必要最小限度の期間 ^{※6} ^{※9}		
【2】	海外から帰国した者及び海外から新規で受け入れる者	令和4年6月2日付九大国第11号「水際対策の新たな措置における外国人研究者等の受入について(通知)」における「入国後の待機期間」 ^{※6}		

- ※1 受診の結果、PCR検査等を受けなかった場合は、就業禁止とはせず、別紙1による対応とする。
なお、受診した医療機関に自宅静養期間を必ず確認する。
- ※2 感染者が発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を発した日の2日前から隔離開始までの間に当該感染者と接触した者のうち、以下のア)～エ)の範囲に該当すると保健所等により判断された者。
 - ア) 同居又は長時間の接触(車内、航空機内等を含む)
 - イ) 適切な感染防護無しでの診察、看護又は介護による接触
 - ウ) 気道分泌液(痰など)又は体液等の汚染物質への接触
 - エ) 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策無しで、
15分以上の接触(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から総合的に判断する)
- ※3 学内認定接触者のうち、発熱等の自覚症状がない者に対して本学が指定して実施するもの。
「Ct値40以下(陽性疑い)」「Ct値40超(検出限度以下であるが、非常に微量のウイルスが存在する可能性あり)」「- (検出限度以下)」の3区分で結果判定。
- ※4 (6)における接触の時期は、感染者が発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を発した日の2日前から隔離開始までの間に当該感染者と接触した日、感染者と濃厚接触者が最後に接触した日以降に当該濃厚接触者と接触した日、指示受検者又は希望受検者が発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を発した日の2日前以降に当該指示受検者又は希望受検者と接触した日とし、接触の範囲は※2のア)～エ)を目安とする。
- ※5 指示内容は、必ず部局等事務部へ報告させる。
- ※6 発熱等の自覚症状がない場合は、原則として在宅勤務とする。
- ※7 学生への教育、指導や、大学業務等の遂行上、キャンパス内での勤務への早期復帰が特に必要な者であると所属部局長及び新型コロナウイルス危機対策本部長が認めた者については、①無症状、②抗原定性検査により2日目と3日目に検査を実施、③陰性を確認、のいずれの条件も満たせば、3日目陰性確認後から復帰とすることができる。
なお、病院教職員及び診療に従事する者は病院の行動指針等を優先する。
- ※8 陽性者と最後に接触した日から7日間の健康観察を行うこととする。
- ※9 発熱等の自覚症状がなく、部局等の長が真に必要と判断する場合は、感染防止に十分配慮した上で必要最小限の外出(講義・勤務を含む)を可能とする。

2. 感染者等に係る報告

「新型コロナウイルス感染者等発生時における対応マニュアル」(R2.4.16新型コロナウイルス危機対策本部WG決定)に従い、新型コロナウイルス危機対策本部等事務室に報告する。

3. 就業禁止期間中の出勤簿、勤務時間等記録簿の表記

以下のとおり記載する。

- ・出勤簿の押印等欄：斜線
- ・休暇・出張等欄又は押印等欄の下欄：「就禁」
- ・摘要欄：就業禁止(○日～○日：新型コロナウイルス)

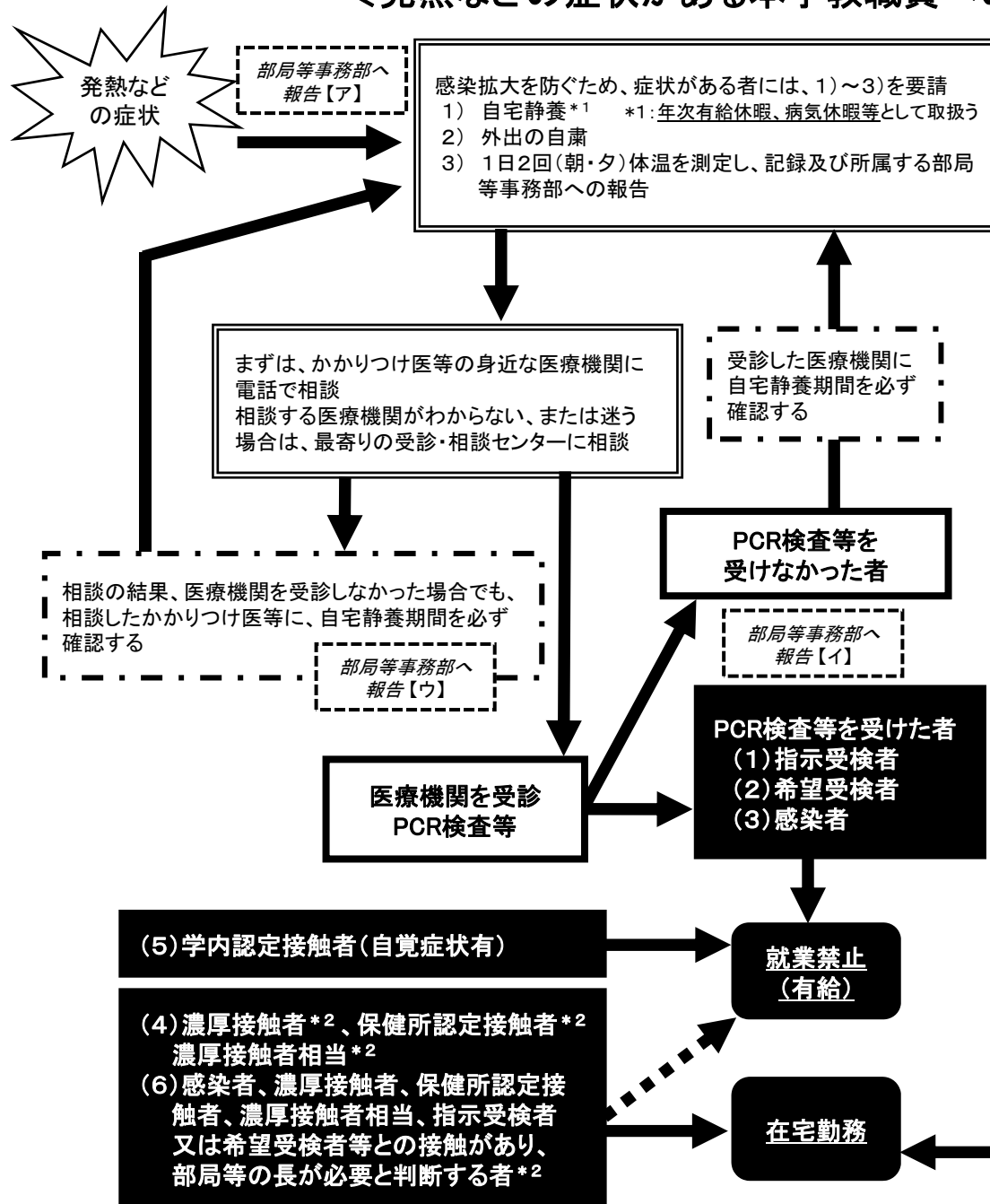
4. その他

業務に起因して新型コロナウイルスに感染したと労働基準監督署が認める場合は、労災保険給付の対象となる。

業務中での感染が疑われる場合は、業務災害等の労災請求と同様の手続きを行う。

(労災手続きについては、令和4年7月4日付け九大環衛第89号「労働者災害補償保険に関する手続きについて(通知)」を参照)

＜発熱などの症状がある本学教職員への対応に係るフロー図＞



*2: 発熱等の症状がない場合は、原則として在宅勤務とする

就業禁止等の期間

- (1) 発症日から6日経過かつ症状消失後48時間が経過するまで
(ただし、診療を受けた医師により別の指示があった場合は、その指示に沿った期間*4)
- (2) 症状消失後48時間が経過するまで
- (3) 保健所から受けた指示に沿った期間*4
- (4) 陽性者と最後に接触した日から5日間
ただし、同居者が陽性となりその濃厚接触者等となった場合は、当該陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日。なお、同居者に複数の陽性者が出た場合は直近の検査陽性者の発症日、無症状の場合は検体採取日。)又は当該陽性者の発症等により居住内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間*5*6
なお、保健所からの指示がある場合は、保健所から受けた指示に沿った期間*4
- (5) 【発熱等の自覚症状がある場合】
発症日から6日経過かつ症状消失後48時間が経過するまで
(ただし、診療を受けた医師により別の指示があった場合は、その指示に沿った期間*4)
【発熱等の自覚症状がない場合】
自己採取型PCR検査等の受検結果が、
① 「Ct値40以下」または「Ct値40超」と判定されたため、かかりつけ医や受診・相談センターに相談のうえで医療機関を受診し、陰性と判断された場合は、診療した医師が指示した期間*4
② 「Ct値40以下」または「Ct値40超」と判定されたため、かかりつけ医や受診・相談センターに相談したが、医療機関の受診不要と判断された場合は、当該かかりつけ医等が相談時に指示した期間*4
③ 「Ct値40超」と判定されたが、かかりつけ医や受診・相談センターに相談せず自宅待機する場合は、感染者との最終接触日から5日間*6
- (6) 感染者、濃厚接触者、保健所認定接触者、濃厚接触者相当、指示受検者又は希望受検者(以下「感染者等」という)との接触があったことを本学が把握した日から、当該感染者の就業禁止等期間が終了する日までのうち、該当者の接触状況を踏まえ、部局等の長が判断する必要最小限度の期間*7

*4: 指示内容は、必ず部局等事務部へ報告

*5: 学生への教育、指導や、大学業務等の遂行上、キャンパス内での勤務への早期復帰が特に必要なものと所属部局等及び新型コロナウイルス危機対策本部長が認めた者については、①無症状、②抗原定性検査により2日目と3日目に検査を実施、③陰性を確認のいずれの条件も満たせば3日目陰性確認後から復帰とすることができる。病院教職員及び診療に従事する者は病院の行動指針等を優先することとする。

*6: 陽性者と最後に接触した日から7日間の健康観察を行うこととする。

*7: 発熱等の自覚症状がなく、部局等の長が真に必要と判断する場合は、感染防止に十分配慮した上で必要最小限の外出(講義・勤務を含む)を可能とする。

*3: 本学が指定して実施する、自己採取型PCR検査等を受検する
(「Ct値40以下(陽性疑い)」「Ct値40超(検出限度以下であるが、非常に微量のウイルスが存在する可能性あり)」「- (検出限度以下)」の3区分で結果判定)

健康観察表

様式1

氏名： _____

学籍番号： _____

所属： _____

職名： _____

内線番号： _____

* 1日2回（朝・夕）体温を測定し、症状の有無を記載してください。

第1週

	日数	1	2	3	4	5	6	7
	日付	月日()	月日()	月日()	月日()	月日()	月日()	月日()
	メモ							
	担当係等への報告							
朝	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	咳							
	息切れ							
	痰							
	喉の痛み							
	鼻水							
	筋肉痛							
	頭痛							
	下痢・嘔吐							
夜	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	咳							
	息切れ							
	痰							
	喉の痛み							
	鼻水							
	筋肉痛							
	頭痛							
	下痢・嘔吐							

※ 2週目以降の記録を取る場合は、日数を適宜変更して使用してください。 例) 2週目の場合、8・・・14、3週目の場合、15・・・21

健康観察表

様式1

氏名：○○○○

学籍番号：XXXXXXXXXX

所属：○○学部

職名：_____

内線番号：_____

* 1日2回（朝・夕）体温を測定し、症状の有無を記載してください。

第1週

	日数	1	2	3	4	5	6	7
	日付	3月1日(日)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)	3月5日(木)	3月6日(金)	3月7日(土)
メモ	休むことを担当係へ電話連絡済み	鼻水が出てきた。	午後から痰が出るようになった。	帰国者・接触者相談センターへ連絡 [○病院帰国者・接触者外来の受診指示あり]		帰国者・接触者外来を受診。自宅療養の指示。後日再度受診予定。	夜、頭痛あり	
担当係等への報告	✓				✓		✓	
朝	体温	37.5 °C	37.5 °C	37.5 °C	38 °C	38.5 °C	37.5 °C	37.5 °C
	咳	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	息切れ							
	痰				✓	✓	✓	✓
	喉の痛み				✓	✓	✓	✓
	鼻水		✓					
	筋肉痛							
	頭痛							
	下痢・嘔吐							
夜	体温	37.5 °C	38 °C	37.5 °C	37.5 °C	38 °C	38 °C	38 °C
	咳	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	息切れ							
	痰			✓	✓	✓	✓	✓
	喉の痛み				✓	✓	✓	✓
	鼻水							
	筋肉痛							
	頭痛							✓
	下痢・嘔吐							

※ 2週目以降の記録を取る場合は、日数を適宜変更して使用してください。 例) 2週目の場合、8・・・14、3週目の場合、15・・・21

Symptom Tracker

Name _____

Student ID: _____

Affiliation: _____

Job Title: _____

Ext. _____

Please measure your body temperature twice a day (once in the morning and once in the evening) and indicate whether or not you have observed any of the listed symptoms.

Week 1

	Day	1	2	3	4	5	6	7
	Date	(MM/DD) Day ()	(MM/DD) Day ()	(MM/DD) Day ()	(MM/DD) Day ()	(MM/DD) Day ()	(MM/DD) Day ()	(MM/DD) Day ()
	Notes							
	I have contacted my department							
Morning	Temperature	° C	° C	° C	° C	° C	° C	° C
	Cough							
	Shortness of Breath							
	Phlegm							
	Sore Throat							
	Runny Nose							
	Body Aches							
	Headache							
Night	Diarrhea / Vomiting							
	Temperature	° C	° C	° C	° C	° C	° C	° C
	Cough							
	Shortness of Breath							
	Phlegm							
	Sore Throat							
	Runny Nose							
	Body Aches							
Headache								
Diarrhea / Vomiting								

If you want to record more than one week, please change the number of days as appropriate. (e.g., Week 2: 8 ... 14, Week3: 15 ... 21)

